

評価項目一覧

別紙11

企画書の目次				評価項目	評価基準	配点 (満点)	得点配分		企画書の 頁	
大項目	中項目	小項目	細項目				必須	加重		
1 事業実施計画						10			※1	
1.1	事業実施計画	基本的な実施計画	・具体的な事業実施計画が示されているか。		4	○				
		調査の効率化	・業務手順について、効率的に調査を実施するための工夫が示されているか。		6		2			
2 事業実施体制						100			※2	
2.1	実施体制・役割分担	基本的な組織体制	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。		3	○				
			・人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)。		3		1			
		統計調査の知識と体制の柔軟性	・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容及び業者、委託元との業務分担と再委託の必要性が明示されているか。		3	○				
			・統計調査に精通した責任者であるか。		3		1			
2.2	事業実績・資格	実務実績	・統計調査業務の受託実績(客体数と回収率及び調査方法の記載は必須)があるか。		3		1			
			・調査票約20万件を保管及び処理した実績はあるか。		3		1			
		資格	・ISO9001の認証を受けているか。		4					
2.3	設備・環境	基本的な設備環境と情報通信機器の設備環境	・調査票及び調査関係用品の整理及び管理・保管体制を有しているか。		3	○				
			・本業務を実施する場所、設備環境(パソコン、電話・FAX等)について十分な体制が用意されているか。		3	○				
		管理能力	・本業務が他業務影響(情報漏洩、現地調査の拒否等)を受けにくい工夫がみられるか。 ・業務場所の独立性が確保されているか。		6		2			
2.4	研修	研修のプログラム、研修計画	・研修計画が明示されているか。		3	○				
			・教育(研修)のプログラム内容に、調査の概要や調査票の内容、社会福祉制度や介護保険制度の概要、統計調査における基本的事項、守秘義務が含まれているか。		3	○				
			・研修を担当する者の経験が明示され、研修内容が可視化できるか。研修後のフォローアップ内容に工夫があるか。		3		1			
		研修の内容	・研修が実務に生かされるよう、自ら監視する体制があるか。		3	○				
2.5	セキュリティ対策	基本的なセキュリティ	・担当者の研修習熟度を測り、適材適所に人材を配置する工夫があるか。		6		2			
			・自ら監視した結果、担当者の変更に伴う適宜の研修の方策を準備しているか。		6		2			
			・自ら監視する方法として、客観的で定量的に計測できる機能の装置等を有しているか。		6		2			
		万全なセキュリティ	・統計調査(調査事項)の特徴や特性が理解される工夫があるか。		6		2			
2.5	セキュリティ対策	基本的なセキュリティ	・セキュリティ対策が適切な内容となっているか。		3	○				
			・情報漏洩のリスクに対する体制(報告・連絡・相談・行動等の業務フローが組織化されている)に工夫があるか。		3		1			
		資格	・プライバシーマークを取得しているか。もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。		3	○				
			・調査票の管理・搬送方法が適切であるか。		3	○				
3 個別業務の実施方法						90			※1	
3.1	調査対象名簿の作成	基本的な手法	・実施体制、作業日程等が示されているか。 ・データの作成作業の各行程で審査を通るためのデータのチェック方法が示されているか。		3	○				
		正確性の確保	・正確性を高めるための独自の作業・審査方法が提案されているか。		6		2			
3.2	調査関係用品の印刷・発送	基本的な手法	・調査関係用品の印刷・発送の際、手順等実施方法が具体的に示されているか。		3	○				
		発送業務の質	・調査票の発送時に調査票の回収率を高める効率的な工夫がみられるか。 ・調査票の再発送時に不足が発生しない工夫がみられるか。 ・宛先不明等の施設・事業所について、速やかに再送付するための効果的な工夫がみられるか(バーコードの活用等)。		6		2			
3.3	調査票の回収	基本的な手法	・回収業務の手順等実施方法(原則、他の項目と重ならないこと)が具体的に示されているか。		3	○				
		回収業務の質	・回収業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか(インターネットによる調査票の回収等)。		6		2			
3.4	受付	基本的な手法	・受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。		3	○				
		受付業務の質	・受付業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか。 ・受付情報が督促業務に迅速に反映される体制が整っているか。		3		1			
3.5	審査	基本的な手法	・審査業務(複票審査)の手順等実施方法が具体的に示されているか。		3	○				
		審査業務の質	・厚生労働省が貸与する「受付・審査仕様書」による審査の他、独自の工夫によりデータの正確性を高めるための効果的な工夫がみられるか。		6		2			
3.6	問い合わせ・苦情対応	照会対応の質	・審査業務において、疑義照会の方法に効果的な工夫がみられるか。		6		2			
		基本的な手法	・調査全般に渡る問い合わせや苦情の対応手順について示されているか。		3	○				
3.7	督促	基本的な手法	・問い合わせ・苦情対応マニュアルを作成しているか。また、工夫がみられるか。		3		1			
		苦情対応の工夫	・迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか。 ・電話本数・要員の配置、運営方法が明示され、増員等の対応が迅速(何日以内か、研修の方針も明記すること。)を行うための工夫がみられるか。		9		3			
3.8	データ入力	基本的な手法	・督促の時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか。		3	○				
		督促の運営と質	・効果的かつ効率的に回収を行うための工夫がみられるか。		6		2			
3.8	データ入力	基本的な体制	・データ入力における十分な体制(人数・入力機器の台数)が用意されているか。		3	○				
		万全な体制	・ペリファイできる機能はあるか。 ・正確性を確保するための工夫が見られるか。		6		2			

基礎点 加

※1 創造性、新規性等

※2 価格と同等に評価できる項目

100	28	72	
100	33	67	
合計	200	61	139

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により、加点の評価については、項目ごとに0~3点の4段階により評価する。ただし、加点項目の「ISO9001の認証」「プライバシーマーク及びISMSの認証」については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価する。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		17年度	18年度	19年度
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る経費				
人件費	常勤職員	15,591	16,581	15,265
	非常勤職員	0	0	0
物件費		21,255	34,317	33,773
委託費	印刷費、名簿作成費等	27,685	40,343	35,189
	福祉調査分	12,052	14,368	10,537
	介護調査分	8,845	17,596	17,669
	一体的な業務(受付審査費)分	6,788	8,379	6,983
	地方公共団体委託費	60,763	62,290	66,892
計		88,448	102,633	102,081
計(a)		125,294	153,531	151,119
参考値	減価償却費	16	16	16
	退職給付費用	2,074	2,074	2,074
(b)	間接部門費	1,550	1,617	1,693
(a)+(b)		128,934	157,238	154,902
(注記事項)				
1. 業務の実施期間は、6月～1月末の約8か月である。				
<p>平成18年度の経費増については、社会福祉施設等調査が3年に一度の精密調査年(調査項目の増等)であったことにより、郵送料(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、調査関係用品の印刷費、受付審査費、データ入力費が増加したこと及び介護サービス施設・事業所調査が従来の調査票に加えて、利用者に関する調査を実施(調査票数の増)したことにより、郵送料(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、謝礼品費、調査関係用品の印刷費、データ入力費が増加したことによる。</p> <p>また、平成19年度の経費については、社会福祉施設等調査は平成17年度と同様の簡易調査であったが、介護サービス施設・事業所調査で、引き続き利用者に関する調査を実施(調査票数の増)したことにより、郵送料(ただし、地方公共団体経由分の調査票に限る)、謝礼品費、調査関係用品の印刷費、データ入力費が平成18年度並となっている。</p> <p>*各年度の業務量の増減は調査票枚数(地方公共団体への送付枚数:別添5参照)を参考とする。</p>				
2. 各費目の内容は以下のとおり。				
○人件費				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、児童手当、社会保険料 ・当該委託業務に直接従事した職員の人件費 				
○物件費				
<p>通信運搬費(通信料(フリーダイヤル等による対応)、郵送料(調査票及び調査関係用品一式の送付及び再送付。ただし、地方公共団体経由分については、厚生労働省-自治体間は一括送付。)、郵送料(国直轄分のみ使用したはがき(挨拶状、お礼状(督促状を兼ねる。))、謝礼品費(利用者に関する調査票の対象施設のみ)、光熱費、消耗品費、リース物品の賃料</p> <p>*謝礼品費については、地方公共団体へ記入者手当相当分として支払った額(平成18年度は9,255千円、平成19年度は8,901千円;単価は事業所の規模により1,000～4,000円で計算)であるが、各地方公共団体における調査実施の際は予算の組み替え等により、多くの場合は謝礼品購入費に充てている。なお、本事業においては調査客体への謝礼品の支給を行わないこととする。</p>				
○委託費				
<p>調査関係用品の印刷費(プレプリントを含む)、名簿作成の作業費、受付審査費、データ入力費及び地方公共団体に委託して実査を行った際の委託費</p> <p>*1 地方公共団体への委託費については、統計調査を実施するために契約した委託職員の人件費に、当該2調査の業務量割合を乗じて算出した。</p>				

*2 地方公共団体への委託内容の詳細は「5 従来の実施方法」へ記載した。

*3 名簿作成の作業費は平成17年188人日、平成18年109人日、平成19年98人であり、受付審査の作業量は平成17年623人日、平成18年861人日、平成19年766人日である。

○減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は以下のとおり。

①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)

・定額法により算出

・(建物関係):建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している係が占有している面積分を算出

②退職給付費用

・退職給付単価×従事職員数

※退職給付単価:厚生労働省全体の退職給付費用を総職員数で除した推計単価

③間接部門費

官房総務課、官房人事課及び官房会計課並びに統計情報部企画課及び社会統計課の執行部門に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数に応じて配賦した。

従来の実施状況に関する情報の開示

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)			
	17年度	18年度	19年度
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務			
常勤職員	2,2100	2,2103	2,2101
非常勤職員	0	0	0
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>○ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に関する業務を熟知し、名簿の作成業務、照会対応業務、督促業務、内容チェック業務及びデータ入力業務に関する知識・経験等を必要とする。</p>			
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>○ 9月中旬～1月末にかけて、主に調査関係書類の梱包・発送、調査対象事業所からの照会対応、調査票の受付、未回収事業所に対する督促、個票審査、データ入力等、業務の繁忙期にあたる。</p>			
<p>(注記事項)</p> <p>1. 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、常勤16人の体制で6月から1月末にかけて実施している。なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数は、1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載している。</p> <p>2. 具体的には、業務に従事した日数を年間の営業日数で除し、人員を算出した。</p>			
3 従来の実施に要した施設及び設備			
<p>○ 設備: 電話(4台)、FAX、コピー機、パソコン(16台)、プリンター、サーバー、LAN、書庫、机、いす、ロッカー</p> <p>○ 施設: 中央合同庁舎第5号館の一角(約50平方メートル)を使用している。</p>			
<p>(注記事項)</p> <p>1. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。</p> <p>2. 上記設備は、業務を兼務して行っている場合は、他業務分も含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、プリンター、FAX、コピー機は複数名で1台となる。</p>			

従来の実施状況に関する情報の開示

4 従来の実施における目的の達成の程度

調査ごとに調査票単位での回収率

社会福祉施設等調査	19年度		20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績
老人福祉施設等調査票	100%	99.4%		
障害者支援施設等調査票	100%	97.9%		
児童福祉施設等調査票	100%	97.4%		
保育所調査票	100%	99.9%		
障害福祉サービス(等)事業所票	100%	82.1%	100%	76.0%
介護サービス施設・事業所調査	19年度		20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	100%	98.8%		
介護老人保健施設票	100%	98.5%		
介護療養型医療施設票	100%	98.0%		
訪問看護ステーション票	100%	96.3%		
居宅サービス事業所(福祉関係)票	100%	86.0%	100%	74.8%
地域密着型サービス事業所票	100%	96.6%	100%	85.6%
居宅サービス事業所(医療関係)票	100%	92.6%		

(注記事項)

- 社会福祉施設等調査における「障害者支援施設等調査票」及び「障害福祉サービス(等)事業所票」については、障害者自立支援法の成立・施行に伴い設計を大幅に変更しているため、平成17年度の実績は参考にならない。また、平成18年度においては、「障害福祉サービス(等)事業所票」以外の調査票については、7区分に調査票が分類されており、調査票ごとの比較が困難なため、平成19年度の実績のみ掲載した。
- 「障害福祉サービス(等)事業所票」については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施しているため、民間業者の回収率(12月29日時点)を掲載した。また、「障害福祉サービス(等)事業所票」以外の調査票については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査票の受付・審査を実施しているため、民間業者での回収日(地方公共団体からの初回到着分)を別添4に掲載した。
- 介護サービス施設・事業所調査については、平成18年4月1日の介護保険法の改正・施行に伴い、介護サービスの形態が変化したことにより調査票の設計を変えたため、平成17年度の実績は参考にならない。また、平成18年度においては「居宅サービス事業所(福祉関係)・地域密着型サービス事業所票」で調査を実施した対象者を、平成19年度以降については「居宅サービス事業所票」、「地域密着型サービス事業所票」に振り分けて調査を実施しており、調査票ごとの比較が困難なため、平成19年度の実績のみ掲載した。
- 介護サービス施設・事業所調査においては、「居宅サービス事業所(福祉関係)票」及び「地域密着型サービス事業所票」については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施しているため、民間業者の回収率(12月29日時点)を掲載した。また、「居宅サービス事業所(福祉関係)票」及び「地域密着型サービス事業所票」以外の調査票については、平成20年度は公共サービス改革法に基づく民間委託により調査票の受付・審査を実施しているため、民間業者での回収日(地方公共団体からの初回到着分)を別添4に掲載した。
- 「介護保険施設利用者個票・一覧票」及び「訪問看護ステーション利用者個票・一覧票」については、抽出調査であり、対象施設・事業所における平成19年の回収率は96.9%である。

回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

①平成19年度

○社会福祉施設等調査

- ・ 老人福祉施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 21,002施設 回収施設数 20,878施設 (回収率99.4%)
- ・ 障害者支援施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 9,765施設 回収施設数 9,563施設 (回収率97.9%)
- ・ 児童福祉施設等調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 11,317施設 回収施設数 11,023施設 (回収率97.4%)
- ・ 保育所調査票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 24,228施設 回収施設数 24,206施設 (回収率99.9%)
- ・ 障害福祉サービス事業所票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む。)
調査対象事業所数 26,910事業所 回収事業所数 22,085事業所 (回収率82.1%)
(直接郵送) 22,191事業所 17,385事業所 (" 78.3%)
(地方経由) 4,719事業所 4,700事業所 (" 99.6%)

○介護サービス施設・事業所調査

- ・ 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 6,054施設 回収施設数 5,980施設 (回収率98.8%)
- ・ 介護老人保健施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 3,493施設 回収施設数 3,440施設 (回収率98.5%)
- ・ 介護療養型医療施設票(地方公共団体経由のみ)
調査対象施設数 2,918施設 回収施設数 2,860施設 (回収率98.0%)
- ・ 訪問看護ステーション票(地方公共団体経由のみ)
調査対象事業所数 6,428事業所 回収事業所数 6,193事業所 (回収率96.3%)
- ・ 居宅サービス事業所(福祉関係)票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む)
調査対象事業所数 70,675事業所 回収事業所数 60,811事業所 (回収率86.0%)
(直接郵送) 36,202事業所 27,386事業所 (" 75.6%)
(地方経由) 34,473事業所 33,425事業所 (" 97.0%)
- ・ 地域密着型サービス事業所票(直接郵送分+地方公共団体経由分含む)
調査対象事業所数 12,731事業所 回収事業所数 12,297事業所 (回収率96.6%)
(直接郵送) 687事業所 578事業所 (" 84.1%)
(地方経由) 12,044事業所 11,719事業所 (" 97.3%)
- ・ 居宅サービス事業所(医療関係)票(地方公共団体経由のみ)
調査対象事業所数 9,706事業所 回収事業所数 8,988事業所 (回収率92.6%)

②平成20年度

○社会福祉施設等調査

- ・ 障害福祉サービス事業所票
調査対象事業所数 23,978事業所 回収事業所数 18,234事業所 (回収率76.0%)
- ・ 地方公共団体からの調査票到着日(初回到着分)別添4

○介護サービス施設・事業所調査

- ・ 居宅サービス事業所(福祉関係)票
調査対象事業所数 34,349事業所 回収事業所数 25,691事業所 (回収率74.8%)
- ・ 地域密着型サービス事業所票
調査対象事業所数 1,112事業所 回収事業所数 952事業所 (回収率85.6%)
- ・ 地方公共団体からの調査票到着日(初回到着分)別添4

従来の実施状況に関する情報の開示

5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

別添1～3のとおり

なお、従来は地方公共団体に委託する分と国直轄で郵送で行う方式を併用し、平成20年はそのうち国直轄で郵送で行う実査を公共サービス改革法に基づく民間委託により実施した。

また、平成21年度以降は、地方公共団体に委託していた部分も国直轄に引き上げ、すべての施設・事業所における実査を公共サービス改革法に基づく民間委託により行う。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 都道府県・指定都市・中核市との連絡を密にし、全国会議や調査後に担当者との会議等を開催し、調査の実施における具体的な提案・問題点等について情報交換や検討を行い、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の回収については、データ入力以降も、都道府県・指定都市・中核市の協力を得て、未回収の調査票の督促を行っている。

(注記事項)

- 平成17～19年に地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市)に委託して実査を行った件数(送付調査票枚数 別添5)
 - ・調査対象施設のうち、「児童遊園・児童福祉法第40条に定める児童厚生施設(児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設)のうち、屋外型施設をいい、広場、遊具、トイレの設置が義務づけられている」は、管理者が常駐しない場合が多く、地方公共団体において調査内容について回答した例もある。
- 地方公共団体に委託していた内容
 - ・調査票の配付(追加配付含む)
 - ・照会対応・督促・内容審査
 - ・調査票の回収・取りまとめ・提出(各調査票ごとの枚数確認後、キー番号順に整理した後、厚生労働省へ発送)

(参考)平成19年調査実査時における、地方公共団体全体の数値

社会福祉施設等調査は、都道府県・指定都市・中核市職員の他に福祉事務所職員も活用している場合があり、介護サービス施設・事業所調査は、都道府県・指定都市・中核市職員の他に保健所・福祉事務所職員を活用している場合がある。

1. 調査票の配付に要した人員

社会福祉施設等調査	1,596人	平均実働時間 5日
介護サービス施設・事業所調査	1,153人	平均実働時間 5日

2. 照会件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	6,252件	1,188人	平均対応時間 6分/1件
介護サービス施設・事業所調査	7,316件	967人	平均対応時間 7.1分/1件

3. 審査件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	27,948件	1,511人	平均審査時間 6.4分/1件
介護サービス施設・事業所調査	32,470件	1,087人	平均審査時間 8.8分/1件

4. 督促件数及び要した人員

社会福祉施設等調査	4,110件	846人
介護サービス施設・事業所調査	6,226件	826人

*なお、1の平均実働時間については、各地方公共団体から回答のあった配付期間(〇月〇日～〇月〇日)の合計を団体数で除した値であるが、2及び3の平均時間については、1件当たりの平均時間そのものを回答してもらい、その合計値を団体数で除した値である。

- 国直轄で郵送にて実施していた内容 (平成19年調査実査時における照会件数・回収率・督促件数・疑義照会件数・未達件数)
 - 社会福祉施設等調査(障害福祉サービス事業所票(国直轄調査分のみ) 調査票発送22,483事業所)

1. 調査対象事業所からの照会件数 1,354件

2. 督促と回収率の関係

- ①10/20の提出期限時点で約8,664事業所(回収率39.0%)
- ②10/26のお礼状(督促状を兼ねる。)発送時点で約15,656事業所(回収率70.6%)
 - ・10/26に調査対象事業所(調査票の未達を除く。)に対しお礼状(督促状を兼ねる。)を発送。(発送22,191事業所)
- ③12月末時点で約17,366事業所(回収率78.3%)